

改正

平成23年 3 月16日条例第16号
平成26年 3 月28日条例第23号
平成31年 3 月26日条例第11号
令和 6 年 3 月27日条例第14号
令和 7 年 3 月27日条例第 9 号

いわて体験交流施設条例をここに公布する。

いわて体験交流施設条例

(設置)

第 1 条 県民の自然環境及び文化に対する理解を深め、並びに県民の保健及び休養に資するため、いわて体験交流施設（以下「体験交流施設」という。）を次のとおり設置する。

名 称	位 置
平庭高原体験学習館	岩手郡葛巻町
平庭高原自然交流館	久慈市

(指定管理者による管理)

第 2 条 体験交流施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一部改正〔平成23年条例16号〕

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 3 条 指定管理者は、この条例の規定により指定管理者が行うこととされた業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) その他体験交流施設の利用の促進に関する業務

(使用等の許可)

第 4 条 体験交流施設の施設で別表第 1 に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者（知事が体験交流施設の管理を行う場合にあっては、知事。以下同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、前項の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) その他体験交流施設の管理上適当でないとき。

3 指定管理者は、体験交流施設の管理上必要があると認めるときは、第 1 項の許可に条件を付することができる。

一部改正〔平成23年条例16号〕

第 5 条 体験交流施設において、物品の販売、募金その他これらに類する行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 前条第 3 項の規定は、前項の許可について準用する。

(行為の禁止)

第 6 条 体験交流施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 指定された場所以外の場所にはり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (3) 木竹を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
- (4) 土地の形状を変更し、又は土石を採取すること。
- (5) 指定された場所以外の場所で喫煙し、又は飲食をすること。

- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。
(使用許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、第4条第3項（第5条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは体験交流施設からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定による処分に違反したとき。
- (2) 第4条第3項の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けたとき。
- (4) 体験交流施設の管理上必要があると認めるとき。
- (5) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(利用料金)

第8条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に掲げる施設の利用に係る料金（知事が体験交流施設の管理を行う場合にあっては、使用料。以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表第2に掲げる金額の範囲内で指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。
- 4 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。
- 5 知事が体験交流施設の管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。

一部改正〔平成23年条例16号〕

(利用料金の免除)

第9条 指定管理者は、公益上特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第10条 指定管理者が既に収納した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第7条第4号又は第5号の規定に基づき指定管理者が使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなかったとき。
- (3) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(損害賠償等)

第11条 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、指定管理者の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(補則)

第12条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。（平成20年3月規則第44号で、同20年4月8日から施行。ただし、第1条及び別表第1の規定（これらの規定中平庭高原体験学習館に係る部分に限る。）並びに別表第2の規定（体験ホール及びふれあい交流室に係る部分に限る。）は、同年5月1日から施行）

(準備行為)

- 2 公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年岩手県条例第36号）の規定による指定の手續は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 体験交流施設に係る指定管理者の候補者で議会の議決を経たものは、この条例の施行前においても、別表第2に掲げる金額の範囲内で、知事の承認を受けて利用料金を定めることができる。
- 4 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。

附 則（平成23年3月16日条例第16号）

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月28日 条例第23号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月26日 条例第11号）

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月27日 条例第11号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月27日 条例第 9 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条、第 8 条関係）

体験交流施設の名称	施設名
平庭高原体験学習館	体験ホール ふれあい交流室
平庭高原自然交流館	浴場

別表第 2（第 8 条関係）

区 分		単 位	利用料金の上限額	附属の設備の利用料金の上限額
体験ホール	指定管理者が行う加工体験教室に参加する場合	1 人 1 品目 1 回につき	円 1,300	
	その他の場合	1 時間までごとに	1,780	附属の設備を使用する場合においては、1 件につき640円の範囲内で知事が定める額
ふれあい交流室		1 時間までごとに	750	
浴場	小学校児童	1 人 1 回につき	310	
	その他の者	1 人 1 回につき	670	

備考 1 利用料金には、体験ホール（指定管理者が行う加工体験教室に参加する場合に限る。）を使用する際に必要な原材料費は含まない。

2 幼児に係る浴場の利用料金は、無料とする。

3 体験ホール（指定管理者が行う加工体験教室に参加する場合を除く。）及びふれあい交流室について、使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間 1 時間につき、利用料金の上限額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1 時間未満の端数があるときは、30分以上は 1 時間とし、30分未満は切り捨てる。

一部改正〔平成26年 条例23号・31年11号〕